第

#### 第2節 海洋安全保障の確保

防衛大綱は、海洋国家であるわが国にとって、法 の支配、航行の自由などの基本的ルールに基づく 「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通及 び航空交通の安全を確保することは、平和と繁栄の 基礎であり、極めて重要であるとしている。

この観点から、防衛省・自衛隊はスリランカなど の南アジア諸国、東南アジア諸国といったインド太 平洋地域の沿岸国自身の海洋安全保障に関する能力 向上に資する支援を推進している。

また、共同訓練・演習や部隊間交流、これらに合 わせた積極的な寄港などを推進するとともに、関係 国と協力した海賊への対応や海洋状況把握 (MDA) の能力強化にかかる協力などの取組を推進してい

# 海洋安全保障の確保に向けた取組

## (1) 政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略において、わが国は海洋国家と して、法の支配、航行・飛行の自由や安全の確保、 国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支 配といった基本的ルールに基づく秩序に支えられた 「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け主導的 な役割を発揮することとしている。

また、2018年5月、第3期海洋基本計画が閣議決 定された。本計画においては、海洋の安全保障の観 点から海洋政策を幅広く捉え、「総合的な海洋の安 全保障 | として政府一体となって取り組むことを明 記している。

これに向け政府は、わが国の領海などにおける国 益の確保、わが国の重要なシーレーンの安定的利用 の確保などに取り組むこととしている。

また、海洋に関する施策に活用するため、海洋関 連の多様な情報を艦艇、航空機などから収集、集 約・活用するMDAの強化に向けた取組を一層強化 することとしている。

なお、中国とASEANが策定に向け協議を続けて いる南シナ海行動規範(COC)に対し、わが国とし Code of Conduct in the South China Sea

ては、COCは、国連海洋法条約をはじめとする国 際法に合致すべきであり、南シナ海を利用するス テークホルダーの正当な権利や利益を害してはなら ないとの立場を表明している。

## (2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、シーレーンの安定的利用を確 保するための海賊対処行動、中東地域における日本 関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動などを 行っている。また、法の支配や航行の自由の重要性 について、防衛省・自衛隊としても機会を捉えて国 際社会に呼びかけており、例えば、2021年6月の拡 大ASEAN 国防相会議 (ADMM プラス) において、 岸防衛大臣は、わが国が、私たちの繁栄に不可欠な 海においても「法の支配」を徹底することを一貫し て訴えていると述べ、東シナ海及び南シナ海におい て、力を背景とした現状変更の試みが継続している 旨指摘するとともに、南シナ海においても、全ての 当事者が、国連海洋法条約をはじめとする国際法に 基づく紛争の平和的解決に向け努力する重要性を訴 えた。

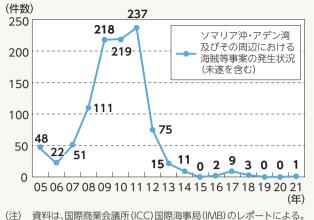
# 海賊対処への取組

## 海賊対処の意義

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維

持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家とし て国家の生存と繁栄の基盤である資源や食料の多く を海上輸送に依存しているわが国にとっては、看過

#### ソマリア沖・アデン湾及びその 図表Ⅲ-3-2-1 周辺における海賊等事案の発生 状況 (未遂を含む)



できない問題である。わが国は、海賊行為に対して は、第一義的には警察機関である海上保安庁が対処 し、海上保安庁では対処できない又は著しく困難と 認められる場合には、自衛隊が対処することになる。

ソマリア沖・アデン湾は、わが国及び国際社会に とって、欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要 な海上交通路に当たる。人質の抑留による身代金の 獲得などを目的とした機関銃やロケット・ラン チャーなどで武装した海賊事案が多発・急増したこ とを受けて採択された2008年6月の国連安保理決 議第1816号をはじめとする決議1により、各国は同 海域における海賊行為を抑止するための行動、特に 軍艦及び軍用機の派遣を要請されている。

これまでに、米国など約30か国がソマリア沖・ アデン湾に軍艦などを派遣している。海賊対処のた めの取組としては、2009年1月に第151連合任務 部隊 $^{2}$ が設置されたほか、EUは2008年12月から

「アタランタ作戦」を実施しており、また、これらに 属さない各国独自の活動も行われている。なお、第 151連合任務部隊は、2021年6月に、効率的な部隊 運用を目的とした組織改編が実施され、第151連合 任務群に改編された。

こうした国際社会の取組が功を奏し、ソマリア 沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は、現在 低い水準で推移しているものの、海賊を生み出す根 本的な原因とされているソマリア国内の不安定な治 安や貧困などはいまだ解決されていない。また、ソ マリア自身の海賊取締能力もいまだ不十分である現 状を踏まえれば、国際社会がこれまでの取組を弱め た場合、状況は容易に逆転するおそれがある。この ように、わが国が海賊対処を行っていかなければな らない状況に大きな変化はない。

■参照 Ⅱ部5章3項3(海賊対処行動)

図表Ⅲ-3-2-1 (ソマリア沖・アデン湾及びその周辺 における海賊等事案の発生状況 (未遂を含む))

## わが国の取組

## (1) 海賊対処行動のための法整備

2009年3月、ソマリア沖・アデン湾においてわ が国関係船舶を海賊行為から防護するため、海上警 備行動が発令されたことを受け、護衛艦2隻<sup>3</sup>がわが 国関係船舶の直接護衛を開始し、P-3C哨戒機も同 年6月より警戒監視などを開始した。

その後、海賊対処法<sup>4</sup>が同年7月から施行された ことにより、船籍を問わず、全ての国の船舶を海賊 行為から防護することが可能となった。また、民間





動画:【海外派遣】第39次派遣海賊対処行動水上部隊活動記録

URL : https://youtu.be/vuFxed4AVLw

<sup>1</sup> ほかに、国連安保理が海賊抑止のための協力を呼びかけている決議としては、決議第1838号、1846号及び1851号(以上2008年採択)、決議第1897 号 (2009年採択)、決議第1918号及び1950号 (以上2010年採択)、決議第1976号及び2020号 (以上2011年採択)、決議第2077号 (2012年採択)、 決議第2125号(2013年採択)、決議第2184号(2014年採択)、決議第2246号(2015年採択)、決議第2316号(2016年採択)、決議第2383号(2017 年採択)、決議第2442号(2018年採択)、決議第2500号(2019年採択)、決議第2554号(2020年採択)並びに決議第2608号(2021年採択)がある。

<sup>2</sup> バーレーンに司令部を置く連合海上部隊が、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊として、2009年1月に設置を発表した。

<sup>3 2016</sup>年12月以降、1隻に変更

正式名称:「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」

# VOICE

## 派遣海賊対処行動支援隊司令の声

#### ジブチ自衛隊活動拠点(ジブチ共和国) 派遣海賊対処行動支援隊司令 桑原 和洋 1等陸佐

私は2021年7月より、海賊対処任務に従事する護 衛艦・哨戒機部隊に対する支援隊の指揮官として勤務 しています。ソマリア沖・アデン湾での海賊対処行動 は、2009年に在ジブチ米軍基地を基盤として開始さ れ、2011年に現在の活動拠点へと基盤を移して10年 が経過しました。

この間、自衛隊は海賊対処行動を片時も休むことな く継続し、ここ数年は海賊事象もほぼゼロに抑えられ ています。直接海賊に対処する護衛艦・哨戒機部隊と、 支援基盤たる拠点を護り支援業務に徹する支援隊の連



拠点開設10周年記念写真 (哨戒機部隊隊員及び大使館職員家族と共に)

携プレーの賜と誇りに思います。安全な海上輸送に貢 献し、家族を含む日本国民の豊かな生活を陰で支える やり甲斐を、隊員と噛みしめる毎日です。

厳しい気象条件などで平素から高ストレスである拠 点勤務は、コロナ禍では一層大変です。隊員は外出な どの気晴らしもできない中、米仏軍等との業務・訓練 などを通じた交流でプロ意識を相互に刺激し、士気・ 団結・規律を高く維持しています。また、海外派遣で<br/> は祖国との紐帯を感じ続けることも重要で、奇しくも 夏季東京五輪と冬季北京五輪の時期を共にジブチ拠点 で過ごす私は、白衛隊体育学校を含む日本代表選手の 奮闘ぶりを隊員に伝え、感動と元気を頂きつつ任務遂 行に邁進しています。



海自護衛艦「ゆうだち」の出港を見送る支援隊員

船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の 進行を停止するために他の手段がない場合、合理的 に必要な限度において武器の使用が可能となった。

さらに、2013年11月、「海賊多発海域における 日本船舶の警備に関する特別措置法」の施行により、 一定の要件を満たした場合に限り、警備員が日本船 舶に乗船し、小銃を所持した警備が可能となった。

□ 参照 資料12(自衛隊の主な行動の要件(国会承認含む) と武器使用権限等について)

## (2) 自衛隊の活動

## ア派遣海賊対処行動水上部隊などの部隊派遣

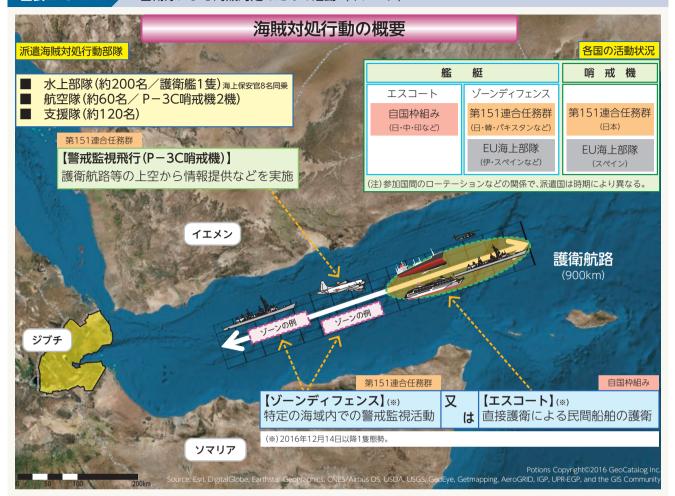
派遣海賊対処行動水上部隊、派遣海賊対処行動航 空隊及び派遣海賊対処行動支援隊を派遣し、現地に おける活動を実施している。

派遣海賊対処行動水上部隊は、護衛艦(1隻派遣) により、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護 衛するエスコート方式と、状況に応じて割り当てら れたアデン湾内の特定の区域で警戒にあたるゾーン ディフェンス方式により、航行する船舶の安全確保 に努めている。護衛艦には海上保安官も同乗<sup>5</sup>して

<sup>5</sup> 海自護衛艦に海上保安官8名が同乗し、必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行っている。

安全保障協力

#### 自衛隊による海賊対処のための活動(イメージ)





アデン湾における海賊対処行動に従事する護衛艦「おおなみ」 (2020年9月)

いる。

派遣海賊対処行動航空隊は、P-3C 哨戒機 (2機派 遣)により海賊行為への対処を行っている。第151 連合任務群司令部との調整により決定した飛行区域 において警戒監視を行い、不審な船舶の確認と同時 に、海自護衛艦、他国艦艇及び民間船舶に情報を提



呉基地においてソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動出国行事に 参加する中曽根防衛大臣政務官 (2022年1月)

供し、求めがあればただちに周囲の安全を確認する などの対応をとっている。収集した情報は、常時、 関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や、海賊 船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく 寄与している。

派遣海賊対処行動支援隊は、派遣海賊対処行動航

安全保障協力

空隊を効率的かつ効果的に運用するために、ジブチ 国際空港北西地区に整備された活動拠点において、 警備や拠点の維持管理などを実施しており、2021 年に活動拠点開設から10年の節目を迎えた。

また、派遣海賊対処行動航空隊及び派遣海賊対処 行動支援隊に必要な物資などの航空輸送を実施する ため、必要に応じ空輸隊などを編成し、空自輸送機 を運航している。

## イ 第151連合任務群司令部派遣隊及び連合海 上部隊司令部派遣隊

海賊対処を行う各国部隊との連携強化及び自衛 隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、2014 年8月以降、第151連合任務群の前身である第151 連合任務部隊の司令部に司令部要員を派遣してい た。また、2015年5月から8月までの間には、自衛 隊から初めて第151連合任務部隊司令官を派遣し、 その後、2017年3月から6月、2018年3月から6月

及び2020年2月から6月までの間もそれぞれ第151 連合任務部隊司令官及び司令部要員を派遣した。

2021年6月、連合海上部隊及び第151連合任務 部隊は、効率的な部隊運用を目的とした組織改編を 実施した。自衛隊は、引き続き国際社会と連携して 海賊対処行動に取り組むために、組織改編後の連合 海上部隊及び第151連合任務部隊から改編された 第151連合任務群にも司令部要員を派遣している。

#### ウ 活動実績

水上部隊が護衛した船舶は、2022年3月31日現 在で4.063隻(海上警備行動に基づく護衛実績であ る121隻を含む。)であり、自衛隊による護衛のも とで、1隻も海賊の被害を受けることなく、安全に アデン湾を通過している。

また、航空隊は、同日現在で飛行回数2.897回、 延べ飛行時間約21.030時間、船舶や海賊対処に取 り組む諸外国への情報提供15,615回の活動を行っ

#### VOICE ' 第151連合任務群司令部で活躍する隊員の声

#### 第151連合任務群司令部(バーレーン) 名渕 恒一郎 3 等海佐

私は、バーレーンにある第151連合任務群司令部で 勤務しています。第151連合任務群司令部は、ソマリ ア沖・アデン湾における海賊対処を主任務とし、約4 か月から6か月ごとに担任国が交代します。現在は、主 にヨルダンが担任国です。海上自衛隊からは、海賊対 処に従事する航空機の運用調整のため、要員を常に1 名派遣しています。



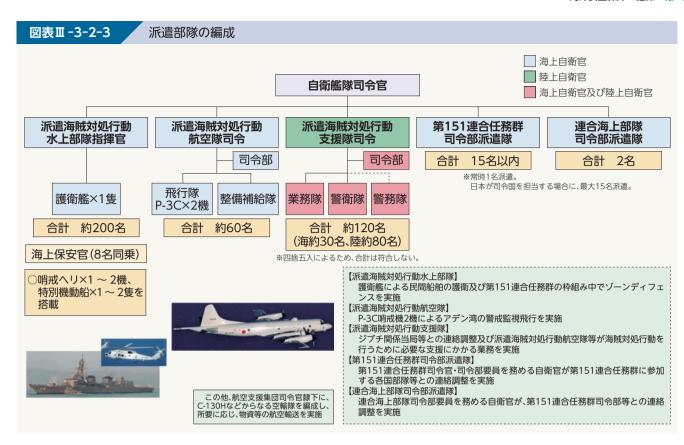
司令部にて勤務する筆者

私は派遣期間中、10か国約10名のメンバーととも に勤務しました。多国籍部隊に参加し、海上交通安全 の保護のために活動することはとてもやりがいがあ り、また、同僚とのコミュニケーションを通じて様々 な国の文化を知ることにもなり、非常に貴重な経験と なっています。

若い方には、海外勤務に挑戦して世界を広げてもら いたいと思います。



司令部で勤務する各国の隊員(筆者:中央後列)



ている。アデン湾における各国の警戒監視活動の約9割を航空隊が担っている。

■ 参照 図表Ⅲ-3-2-2 (自衛隊による海賊対処のための活動 (イメージ))

> 図表Ⅲ-3-2-3 (派遣部隊の編成) I部4章5節2項(2)(海賊)

## 3 わが国の取組への評価

自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳などから 感謝の意が表されるほか、累次の国連安保理決議で も歓迎されるなど、国際社会から高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する現場の海自護衛艦に対し、護衛を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せられている。加えて、一般社団法人日本船主協会などからも日本関連船舶の護衛に対する感謝の意とともに、引き続き海賊対処に万全を期して欲しい旨、継続的に要請を受けている。

# 3 訓練などを通じた取組

海自は、インド太平洋沿岸国との共同訓練などを通じ戦術技量の向上を図るとともに、インド太平洋地域の平和と安定への寄与、相互理解の増進及び信頼関係の強化に取り組んでいる。

2021年8月から11月にかけて実施したインド太平洋方面派遣 (IPD) では、護衛艦「かが」をはじめ

とする派遣部隊が、インド太平洋地域の各国や同地域に艦艇を派遣している欧州諸国の海軍との共同訓練や親善訓練を実施するとともに、IPDとしては初めて太平洋島嶼国地域を訪問し、同地域を含むインド太平洋地域沿岸国の港湾への寄港を行った。

また、派遣海賊対処行動水上部隊は、戦術技量の

第 3

#### 図表Ⅲ-3-2-4

## 自衛隊による寄港・寄航実績(2021.4-2022.3)



向上及び各国軍との連携の強化を目的に、ソマリア 沖・アデン湾などにおいて、EUなど<sup>6</sup>との間で共同 訓練を実施している。特に、2021年7月から2022 年1月にかけて、インド太平洋方面に進出、欧州方 面へ帰投する英空母「クイーン・エリザベス」を中 心とする空母打撃群や、ドイツ海軍フリゲート「バ イエルン との共同訓練をそれぞれ実施した。

こうした共同訓練や寄港を通じたインド太平洋 地域沿岸国との連携の強化は、海洋安全保障の維持 に寄与するものであり、大きな意義がある。

□ 参照 資料52(多国間共同訓練の参加など(過去3年間)) 図表Ⅲ-3-2-4(自衛隊による寄港・寄航実績  $(2021.4\sim2022.3))$ 

# 海洋安全保障にかかる協力

防衛省・自衛隊は、インドネシア、ベトナム、フィ リピン、タイ、ミャンマー、マレーシア、ブルネイ及 びスリランカに対し、海洋安全保障に関する能力構 築支援の取組を行った実績がある。これにより、沿 岸国などのMDA能力などの向上を支援するととも に、わが国と戦略的利益を共有するパートナーとの 協力関係を強化している。

また、2018年5月に閣議決定された海洋基本計 画では、法とルールが支配する海洋秩序に支えられ た「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防 衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベ ルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海 洋の安全保障に関する協力を強化することとされて いる。これを受け防衛省は、ADMMプラスやARF 海洋安全保障会期間会合(ISM-MS)といった地域 の安全保障対話の枠組みにおいて、海洋安全保障の ための協力に取り組んでいる。

<sup>6</sup> 派遣海賊対処行動水上部隊は、2021年5月に米海軍及びフランス海軍と、同月にEU海上部隊 (イタリア海軍及びスペイン海軍)、ジブチ海軍及び沿岸警 備隊と、同年7月に英空母打撃群(英海軍、米海軍及びオランダ海軍)と、同年8月にドイツ海軍と、同年9月にEU海上部隊(イタリア海軍)と、同年10 月にEU海上部隊 (スペイン海軍) と、同年11月に英空母打撃群 (英海軍) と、2022年1月にドイツ海軍とそれぞれ共同訓練を実施